

綾瀬市市営住宅自動車駐車場に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市市営住宅の入居者が当該市営住宅の敷地内に設置された自動車駐車場を使用させる場合の取扱いについて、綾瀬市市営住宅条例（平成9年綾瀬市条例第9号。以下「条例」という。）及び綾瀬市市営住宅条例施行規則（平成9年綾瀬市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 条例第2条第1号に規定する住宅をいう。
- (2) 入居者 市営住宅入居者台帳に記載されている者をいう。
- (3) 駐車場 条例第52条に規定する駐車場をいう。
- (4) 自動車保有者 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第3項に規定する者をいう。
- (5) 自動車保有予定者 駐車場使用の申し込みをした時点において、自動車を自動車販売会社等から1月以内に購入し、自ら自動車を使用する者をいう。
- (6) 身体障害者 身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのものをいう。
- (7) 心身障害者 児童相談所、知的障害者更生相談所、精神衛生センター又は精神鑑定医により重度又は中度の知的障害者と判定された者をいう。

(使用者の資格)

第3条 駐車場の使用を申し込もうとする者は、自動車保有者又は自動車保有予定者でなければならない。

(台数及び使用料)

第4条 駐車場の収容台数及び規則第26条第1項に規定する使用料は、別表のとおりとする。

(申込み)

第5条 駐車場の使用を申し込もうとする者は、規則第24条第1項に規定する申請

書に自動車検査証の写しを添付しなければならない。ただし、自動車保有予定者については、この限りでない。

- 2 駐車場の規格に収容することができない自動車については、前項の申し込みをすることができない。

(補欠登録)

第6条 市長は、規則第25条第1項の規定に基づき抽選により使用者を決定したときは、当該使用者のほか、申込者の中から別に順位を定めて補欠登録者を選考することができる。この場合において、登録の方法は、身体障害者(身体障害者又は心身障害者を介護している者を含む。)を優先し、それ以外にあっては、申し込みの順とする。

- 2 前項の規定による補欠登録者は、駐車場の使用者から駐車場の返還等があった場合は補欠登録順位に従い、使用の申し込みをすることができる。

(使用許可期間)

第7条 駐車場の使用許可期間は、使用許可日からその年度の末日までとする。ただし、この期間が満了する2月前までに市長は使用者から特別の意思表示がなされないときは、この使用許可期間を更に1年間延長するものとし、その更新回数は2回までとする。

- 2 前条第2項の補欠登録者の使用は、前使用者の使用許可期間を承継するものとする。

(使用料の納付)

第8条 第4条に規定する使用料は、使用許可のあった日から駐車場の返還のあった日まで徴収する。

- 2 使用料は、市長の発行する納入通知書により毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその額を納付しなければならない。

- 3 月の途中で新たに駐車場を使用開始した場合、又は駐車場を返還した場合のその月の使用料は、使用した月の日割りにより徴収するものとする。

(使用許可の発行)

第9条 市長は、駐車場の使用を許可した者から自動車に係る自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項に規定する書面の請求があった場合は、その書面を発行するものとする。

別表（第4条関係）

住宅名	収容台数	使用料（月額）
蓼川住宅	6台	6,000円
寺尾釜田住宅	20台	5,000円

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。